

告示第 2 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において、廿日市市が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 1 9 条第 3 号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 入札参加資格

別表第 1 左欄の希望業務の分野ごとに、同表右欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 年間平均実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 有資格者数
- (4) 営業年数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

- (1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 5 5 条の規定による登録を受けていない者

ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による登録を受けていない者

エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けていない者

オ 直近 2 年間に於いて、申請しようとする業務分野について、業務を行った実績がない者

カ 廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）第 2 条の各号に該当する者

キ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者

ク 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

ケ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申告を行い、廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から 24 か月を経過している者を除く。

コ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

サ 追加申請期間にあつては、申請しようとする業種について、令和 9 年度及び令和 10 年度において入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

(1) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（廿日市市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、廿日市市総務部契約課（広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号。以下「契約課」という。）の承諾を得た上で、書面による申請もできるものとする。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を廿日市市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第２各項の添付書類は、広島県へ提出するものは広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町１０番５２号。以下「県建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、廿日市市へ提出するものは、入札参加資格審査申請システムにより契約課に提出するものとする。

(イ) 申請期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）までに電磁的記録を廿日市市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和８年１１月２７日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便、信書便又は入札参加資格審査申請システムにより県建設産業課及び契約課に到達させなけ

ればならない。

なお、期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。

(ウ) 追加申請期間及び追加受付時間

別に告示する。

イ 書面による申請

(ア) 申請方法

別表 2 に掲げる書類等を契約課に郵送又は持参して申請を行うものとする。

(イ) 申請期間及び受付時間

申請期間は、令和 8 年 1 1 月 6 日（金）から令和 8 年 1 1 月 30 日（月）まで（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）とする。

持参による提出の受付時間は、午前 9 時から午前 1 1 時及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

なお、提出すべき書類が期限までに契約課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

(ウ) 追加申請期間及び追加受付時間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、令和 9 年 4 月 1 日に市ホームページ及び契約課窓口において公表する。ただし、通知を希望する者で、通知書送付用の封筒を契約課へ提出した者に限り、書面により通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わな

かったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 9 年度及び令和 10 年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和 11 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和 11 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、令和 11 年 4 月 1 日以降においても令和 11 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、廿日市市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成 12 年告示第 32 号）第 4 条第 1 項の規定により受付を行う令和 9 年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調製
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路

	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第 2

項	提出書類	様式 番号	書 面 に よ る 申 請	電 子 申 請		備 考
				廿 日 市 市 に 提 出 す る も の	広 島 県 に 提 出 す る も の	
1	競争入札参加 資格審査申請 提出書類一覧 (受付票)	様式 第 1 号	○			・ 商号又は名称を記入し、 事前に提出書類を確認 し、太枠内に○印を記入 すること。
2	送信完了兼受 付票			○	○	
3	一般競争（指 名競争）入札 参加資格審査 申 請 書（測 量・建設コン サルタント等 業務）	様式 第 2 号の 1 ～ 4	○			
4	営業所一覧表	様式 第 3 号	△			・ 廿日市市を管轄する営業所 等について記入するこ と。 ・ 第 6 項の委任状の提出がな い場合は提出を要しな い。

5	誓約書	様式 第4 号の 1	○			・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印を押印すること。
6	委任状	様式 第4 号の 2	△	△		・ 原本提出。写し不可。 ・ 本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出すること。 ・ 委任先は1か所とする。 ・ 委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできない。
7	使用印鑑届	様式 第5 号	△	△		・ 原本提出。写し不可。 ・ 第6項の委任状の提出がある場合は必ず提出すること。 ・ 実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。 ・ 使用印鑑は、代表者（支

						店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印とすること。
8	印鑑証明書		○	○		・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。 ・法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書
9	登録証明書		△		△	・入札参加資格の審査に係る申請を行う日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・「測量業者登録証明書」「建築士事務所登録証明書」「土地家屋調査士登録証明書」「計量証明事業者登録証明書」「不動産鑑定業者登録証明書」「司法書士登録証明書」

1 0	現況報告書の 副本の写し		△ 注 1		△ 注 1	・「建設コンサルタント現況 報告書」「地質調査業者 現況報告書」「補償コン サルタント現況報告書」
1 1	有資格技術職 員名簿	様式 第 6 号	○		○	・有資格区分コード一覧に 掲げる有資格区分コード 等を、営業所ごとの有資 格者について記入するこ と。
1 2	希望業務実績 調書	様式 第 7 号	○ 注 1		○ 注 1	・希望業務分野（測量、建 築関係建設コンサルタン ト、地質調査、補償関係 コンサルタント、土木関 係建設コンサルタント、 その他）ごとに直前 1 年 間の主な契約内容を記入 すること。
1 3	廿日市市発行 の滞納がない 証明書		△		△	・資格審査申請書を提出す る日から 3 か月前までの 日以降に発行されたも の。原本提出。写し不 可。 ・市税（延滞金を含む。） について、滞納がないこ とを証明したもの ・廿日市市に納税義務があ る場合のみ提出
1 4	消費税及び地		○		○	・資格審査申請書を提出す

	方消費税の納税証明書				る日から３か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・未納の税額がないことを証明したもの ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第９号その３、又はその３の３による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第９号その３、又はその３の２による納税証明書
１５	財務諸表類の写し		○ 注 １	○ 注 １	・法人…直前１年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ・個人…直前１年の事業年度についての「貸借対照

						表」及び「損益計算書」の写し ・入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
1 6	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）		○ 注 1	○ 注 1	法 人 の み ○ 注 1	・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・個人…本籍地のある市区町村役場が発行した身分証明書
1 7	資格認定通知用の封筒		△	△		・資格認定通知書の書面送付を希望する者は提出すること。 ・長形3号の封筒に切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記したもの

18	A4サイズフ ラットファイ ル		○			・2穴とじ、色指定なし ・書類は、第1項から第16項までの該当するものをファイルにつづり、提出すること。 ・背表紙に商号又は名称を記入すること。
----	-----------------------	--	---	--	--	--

備考

- 1 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成すること。
- 2 ○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。

注1 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第12項の希望業務実績調書、第15項の財務諸表類の写し及び第16項の登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

(別記)

(測量・建設コンサルタント等業務)

様式第 1 号

競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)

* 受付印

商号又は名称			
番号	提出書類	提出書類 (○印)	不足書類
1	競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)(様式第1号)		
2	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式第2号の1)		
	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式第2号の2)		
	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式第2号の3)		
	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式第2号の4)		
3	営業所一覧表(様式第3号) ※委任状の提出がない場合は提出不要		
4	誓約書(様式第4号の1) ※写し不可		
5	委任状(様式第4号の2) ※写し不可		
6	使用印鑑届(様式第5号) ※写し不可(委任状の提出がある場合は必ず提出) ※実印と使用印鑑が同じ場合は提出不要		
7	印鑑証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの)		
8	登録証明書(3か月以内に発行されたもの)		
9	現況報告書の写し		
10	有資格技術職員名簿(様式第6号)		
11	希望業務実績調書(様式第7号)		
12	廿日市市発行の滞納がない証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの) ※廿日市市に納税義務がある場合のみ提出		
13	消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの・写し可) ※課税されていない場合も提出		
14	財務諸表類の写し (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表)		
15	法人: 登記事項証明書(履歴事項証明書)(3か月以内に発行されたもの・写し可) 個人: 身分証明書(同上)		
16	資格認定通知用の封筒(長形3号) (110円切手貼付、郵便番号・宛先を記載して、「様」又は「御中」を明記)		
17	A4サイズフラットファイル(2穴とじ、色指定なし) (背表紙に商号又は名称を明記したものに提出書類(第16項は除く。)をつづる。)		

注1 太枠内のみ記入し、不足書類欄は記入しないでください。

注2 必須書類の不備・不足については、申請期間(追加申請にあっては、それぞれの追加申請期間とする。)の期限から起算して7日を経過した日までに訂正・提出がない場合当該受付は効力を失うものとします。

その他の書類の不足については該当がなかったものとして処理します。

様式第2号の1

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

（元号）年月日申請

廿日市市長様

所在地（住所）

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

実印

※受付印

令和7年度及び令和8年度において、廿日市市で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、「地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。」及び「この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。」を誓約します。

01 新規・更新の区分		(1. 新規 2. 更新)	02 法人・個人の区分		(1. 法人 2. 個人)	03 法人番号		(半角)	
04 商号又は名称（フリガナ）								(全角カナ)	
05 商号又は名称（漢字等）								(全角)	
06 代表者役職（漢字等）		(全角)	07 代表者氏名（漢字等）						(全角)
08 郵便番号		(半角)							
09 所在地								(全角)	
	(ビル名等)								(全角)
10 電話番号		(半角)	11 FAX番号						(半角)
12 Eメールアドレス		@		(半角)	13 Eメールアドレス区分		(1. 法人用 2. 担当者用)		
14 委任関係の有無		(1. あり 2. なし)	15 広島県内営業所の有無		(1. あり 2. なし)				
16 廿日市市への納税義務の有無		(1. あり 2. なし)							

申請事務担当者 部署名 担当者氏名 電話番号 FAX番号

商号又は名称	
--------	--

17 希望業務の内容	分野	測量	建築関係建設コンサルタント							地質調査	補償関係コンサルタント					土木関係建設コンサルタント																											
希望業務	部門	測量一般	地図の調製	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	地質調査	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	河川、砂防及び	海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び	コンクリート	トンネル

土木関係				その他			
施工計画、施工	設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	不動産鑑定	登記手続等	その他

17-1 その他業務の具体的内容（希望業務）	
1	
2	
3	
4	
5	

18 法令等の登録等の有無								
測量業者	建築士事務所	地質調査業者	補償コンサルタント	建設コンサルタント	不動産鑑定業者	土地家屋調査士	司法書士	計量証明事業者

※ 「17 希望業務の内容」は、希望する部門の下欄に「1」を記入してください。

※ 「18 法令等の登録等の有無」、「20 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「21 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」については、登録等がある区分の下欄に「1」を記入してください。

19 登録等を受けている事業一覧 ※ 今回希望する分野・部門に関する事業以外のものは記入しないでください。

※ 複数の登録がある場合には、最新のものの登録年月日を記入してください。

登録事業者	登録番号	元号	登録年月日				登録事業者	登録番号	元号	登録年月日				登録事業者	登録番号	元号	登録年月日			
測量業者	第 号		年	月	日	建築士事務所	第 号		年	月	日	地質調査業者	第 号		年	月	日			
補償コンサルタント	第 号		年	月	日	建設コンサルタント	第 号		年	月	日	不動産鑑定業者	第 号		年	月	日			
土地家屋調査士	第 号		年	月	日	司法書士	第 号		年	月	日	計量証明事業者	第 号		年	月	日			

20 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容							
土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償

21 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容																								
河川、砂防	及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び	コンクリート	トンネル	施工計画、施工	設備及び積算	建設環境	機械	電気電子

※ 登録年月日は和暦とし、元号を「明治→1, 大正→2, 昭和→3, 平成→4, 令和→5」で記入してください。

（例）昭和40年5月10日の場合、「340年05月10日」と記入してください。

商号又は名称	
--------	--

22 希望業務実績高	①競争参加資格希望業務区分	②直前2年度分決算		③直前1年度分決算		④直前2か年間の年間平均実績高
		年 月 年 月 月 から まで (千円)	年 月 年 月 月 から まで (千円)	年 月 年 月 月 から まで (千円)	年 月 年 月 月 から まで (千円)	(千円)
	測量					
	建築関係建設コンサルタント業務					
	地質調査業務					
	補償関係コンサルタント業務					
	土木関係建設コンサルタント業務					
	その他(上記5業務以外)					
	合 計					

※1 ②から④までの金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。②・③は千円未満を切り捨ててください。④は②・③をもとに四捨五入して記入してください。

※2 「22 希望業務等実績高」には、測量・建設コンサルタント業務以外の業務（建設業を兼業している場合は、その完成工事高等）の実績高は記入しないでください。

23	区 分	直前決算時
自己資本額	① (うち外国資本) 株主資本	(千円)
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 計 (P)	

※①～④は千円未満を切り捨ててください。

24損益計算書	税引前当期利益 (千円) (S)	
25貸借対照表	① 流動資産 (千円) (M)	
	② 流動負債 (千円) (N)	
	③ 固定資産 (千円) (Q)	
	④ 総資本額 (千円) (R)	

※「24 損益計算書」、「25 貸借対照表」に記載する金額は千円未満を切り捨ててください。

26経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)	(%)
	② 流動比率 (M/N×100)	(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	(%)

※1 ①～③は小数点第2位を四捨五入して記入してください。

※2 ①～③の比率が9999.9以上の場合は9999.9と、-999.9以下
の場合は-999.9と記入してください。

27 外資状況	1 外国籍会社 [国名 :]
	2 日本国籍会社 [国名 :] (比率 : 100 %)
	3 日本国籍会社 [国名 :] (比率 : %)
	[国名 :] (比率 : %)

※1若しくは2に該当するとき又は3で比率の合計が50パーセント
以上のときは、「1」を設定してください。

28 営業年数等	① 創業	元号 年 月 日
	② 休業又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	年

※申請日時点の営業年数(1年未満は切り捨て)を記入してください。

※年月日は和暦とし、元号を「明治→1, 大正→2, 昭和→3, 平成→4, 令和→5」で記入してください。

商号又は名称	
--------	--

29 常勤職員の数 (人)	①技術職員	②事務職員	③その他職員	④計(①+②+③)	⑤役職員等

※⑤の役職員等は、内数で記入してください。

30 有資格者数		841 構造設計 一級建築士	842 設備設計 一級建築士	137 一級建築士	238 二級建築士	062 建築設備士	113 一級土木施 工管理技士	101 測量士	202 測量士補	222 環境計量士	241 不動産鑑定士	342 不動産鑑定士補	243 土地家屋調査士	①横計
		244 司法書士	301 建築積算士 (建築積算資格者)											②横計
	技術士	161 機械部門 (※)	162 機械部門 (その他)	163 電気電子部門	164 建設部門 (土質及び基礎)	165 建設部門(鋼構 造及びコンクリート)	166 建設部門 (都市及び地方計画)	167 建設部門(河川、砂 防及び海岸・海洋)	168 建設部門 (港湾及び空港)	169 建設部門 (電力土木)	170 建設部門 (道路)	171 建設部門 (鉄道)	172 建設部門 (トンネル)	③横計
		173 建設部門(施工計画 施工設備及び積算)	174 建設部門 (建設環境)	175 農業部門 (農業土木)	176 森林部門 (森林土木)	177 水産部門 (水産土木)	178 情報工学部門	179 応用理学部門 (地 質)	180 応用理学部門 (その他)	181 上下水道部門(上水 道及び工業用水道)	182 上下水道部門 (下水道)	183 上下水道部門 (水道環境)	184 その他の部門	④横計
	RCM	701 河川、砂防及 び海岸・海洋	702 港湾及び空港	703 電力土木	704 道 路	705 鉄 道	706 造 園	707 都市計画及 び地方計画	708 地 質	708 土質及び基礎	710 鋼構造及び コンクリート	711 トンネル	712 施工計画、施工 設備及び積算	⑤横計
		713 建設環境	714 上水道及び 工業用水道	715 下水道	716 農業土木	717 森林土木	718 機 械	719 電気電子	720 水産土木	721 廃棄物	722 建設情報			⑥横計
		245 公認会計士	346 会計士補	247 税理士	258 第一種電気 主任技術者	223 第一種伝送交 換主任技術者	224 線路主任技術者	248 中小企業診断士	251 地質調査技士	302 土地区画整理士	001 建設コンサルタン ト業務実務経験者	002 用地調査等業 務実務経験者	003 公共用地取得 実務経験者	⑦横計
		縦 計												①～⑦の計

注 1 技術士の機械部門(※)は、選択科目「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」を指します。

2 技術士の総合技術監理部門については、上記各部門の選択科目の有資格者数に加えて記入してください。

31 建設業の許可番号	<大臣・知事コード>		<許可番号>						
-------------	------------	--	--------	--	--	--	--	--	--

※ 建設工事について、廿日市市の入札参加資格申請を行う場合に限り記入してください。

32 TECRIS業者登録番号									
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 一般財団法人日本建設情報総合センターの運営する「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」の企業IDを記入してください。登録がない場合は記入しないでください。

様式第3号

商号又は名称	
--------	--

※本店（本社）の代表者から、営業所等の長に対し入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合のみ提出（1か所のみ）

営 業 所 一 覧 表

01 営業所名称（フリガナ）				（全角カナ）			
02 営業所名称（漢字等）				（全角）			
03 郵便番号		（半角）					
04 営業所所在地				（全角）			
	（ビル名等）		（全角）				
05 受任者役職				（全角）			
06 受任者氏名（漢字等）				（全角）			
07 電話番号		（半角）	08 FAX番号		（半角）		
09 Eメールアドレス		@		（半角）	10 Eメールアドレス区分		（1. 法人用 2. 担当者用）

誓 約 書

私は次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、廿日市市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

- ・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
- ・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

（元号） 年 月 日

廿日市市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

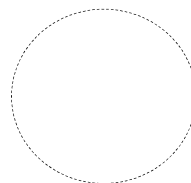
実印

委任状

廿日市市長様

委任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

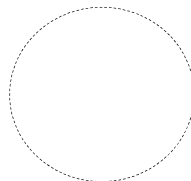
実印



私は、次の者を代理人と定め、入札参加資格の認定の日から令和11年3月31日まで
貴市を相手方とする一切の契約について次の権限を委任します。

受任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

受任者使用印



(委任事項)

- 1 入札及び見積りの件
- 2 契約の締結の件
- 3 代金の請求及び受領の件
- 4 その他実施に関する一切の件

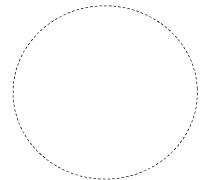
様式第5号

使 用 印 鑑 届

市長 市 日 廿 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

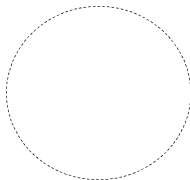
実印



私は、次の事項について使用する印鑑を届け出ます。

記

使用印鑑



- 1 入札及び見積りの件
- 2 契約の締結の件
- 3 代金の請求及び受領の件
- 4 その他実施に関する一切の件

※ 使用印鑑は、委任がある場合、受任者使用印と同じ。

有 資 格 技 術 職 員 名 簿

記入要領

- 1 「氏名」は、営業所（本店又は営業所）ごとにまとめて記入してください。
- 2 「氏名」は、姓と名の間を1文字開けてください。「フリガナ」は1文字開けることなく詰めて記入してください。
- 3 「生年月日」欄の「元号」欄には、「明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4」を記入してください。
- 4 「有資格区分コード」の欄には、別紙「有資格区分コード一覧」の分類に従い記入してください。
- 様式第2の4号の「30 有資格者数」と有資格者数とを必ず一致させ、該当する資格を有しない技術職員については記入しないでください。
- 5 資格が5つ以上あって、記入が2段になる場合は、氏名及び生年月日は最上段のみ記入し、2段目からのアルファベットを消し、下段に「+」を記入してください。

営業所等	フリガナ	生 年 月 日						記号	有 資 格 区 分 コ ー ド																実務経験	
	氏 名	元号	年	月	日																		年	月		
								A																		
								B																		
								C																		
								D																		
								E																		
								F																		
								G																		
								H																		
								I																		
								J																		

・ 下段の空白スペースにページごとの各資格の合計を記入してください。また、最終ページには各資格の総合計を記載してください。

(例) 1 3 7 : 1 2 3 8 : 2

記入要領

- 1 本表は、希望業務分野の内容（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）ごとに、別葉にして作成してください。
- 2 本表は、「希望業務分野名」に記載の業務分野における直前1年間の主な契約について10件以内で記載してください。
（他分野における委託契約、工事請負契約は記入しないでください。）
- 3 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます（契約期間が次の営業年度に及ぶものを含む。）。
- 4 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積、精度等、設計の階数、構造、延べ面積等を概略で記入してください。
- 5 「委託契約金額」の欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。
- 6 着手年月及び完成年月の「元号」欄には、平成→「4」、令和→「5」を記入してください。

[illegible]